

資料 3

医療法第30条の4第7項の特例による
高井病院への増床について



地 医 第 270 号
平成26年9月25日

奈良県医療審議会会長 様

奈良県知事 荒井 正吾



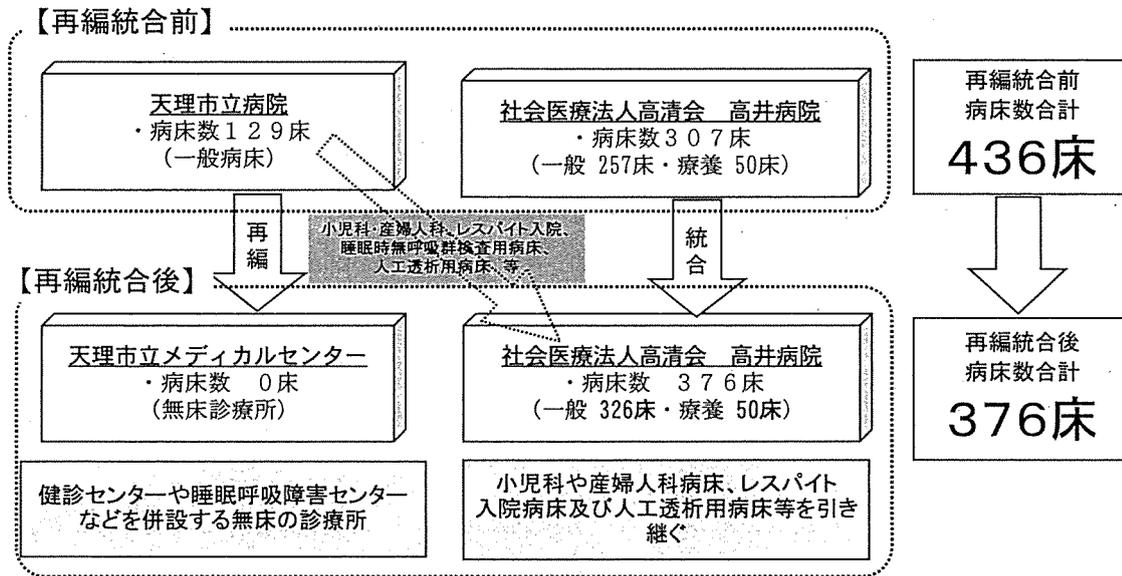
病床過剰地域における複数の医療機関の再編統合を行う場合の
開設許可等の取り扱いについて

このことについて、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第7項の規定による病床数の特例として取り扱うにあたり、下記のとおり奈良県医療審議会の意見を求めます。

記

1 特例とする 地域	東和保健医療圏
2 特例を必要 要とする理由	<ul style="list-style-type: none"> ・当該医療圏に立地する天理市立病院と社会医療法人高井会高井病院（以下「高井病院」）の再編統合で天理市立病院が無床診療所となったことに伴い、高井病院から必要な機能を引き継ぐ増床の開設許可変更申請が予定されている。 ・本再編統合により天理市立病院は、健診センターや透析センターを併設する無床診療所として再編し、高井病院は小児・産婦人科医療の維持運営及びレスパイト入院及び人工透析機能等を中心に引き継ぎ、地域医療の確保及び地域医療機能の分担の再構築を図りつつ全体の病床数を削減するものであるが、当該医療圏の一般・療養病床は基準病床2,484床に対し既存病床2,686床と病床過剰地域であるため、新たな増床を行う場合、勧告の対象となること。 ・以上のことから、医療法第30条の4第7項の規定により特例としての取り扱いが必要であるもの。
3 特例として 取り扱う病床数	69床

再編統合の内容について



東和医療圏における既存病床数及び基準病床数の状況について

【既存病床数及び基準病床数】 (H26. 3. 1現在)
 既存病床数 2, 686床 - 基準病床数 2, 484床 = 202床の病床過剰

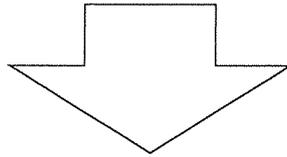
【再編統合に伴う病床数の状況】
 (再編統合前) 天理市立病院 129床 + 高井病院 307床 = 436床……①
 (再編統合後) 天理市立メディカルセンター 0床 + 高井病院 376床 = 376床……②
 ① - ② = 60床の減少

病床過剰地域における複数の医療機関の再編統合を行う場合の開設許可等の取り扱い

複数の医療機関が再編統合を行う場合、
病床過剰地域であっても、都道府県は、厚生労働大臣の同意を得た数を
基準病床数に加えて、病院開設・増床の許可を行うことができる。

特例を適用しようとするときの要件、手続

- 再編統合後の複数の医療機関の病床の数の合計数が
再編統合の対象となる複数の公的医療機関等を含めた
医療機関の病床の数の合計数に比べて減っていること



- 特例により設置できる病床数は、厚生労働大臣に協議し同意を得た数とする。
- 特例としての取扱いを必要とする理由及び特例病床数の算定根拠を明らかにして、
当該都道府県医療審議会の意見を聴くものとする

○医療法

第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画(以下「医療計画」という。)を定めるものとする。

7 都道府県は、第十三項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十一号に規定する基準病床数とみなして、病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

○医療法施行令

第五条の三 法第三十条の四第七項に規定する政令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 急激な人口の増加が見込まれること。
- 二 特定の疾病に罹患する者が異常に多くなること。
- 三 その他前二号に準ずる事情として厚生労働省令で定める事情があること。

2 法第三十条の四第七項に規定する政令で定めるところにより算定した数は、算定基準又は前条第二項の規定に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数とする。

○医療法施行規則

(特定の病床等に係る特例)

第三十条の三十二 令第五条の三第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 山間地、離島等の交通条件に恵まれない地域において病院の病床又は診療所の療養病床の確保が必要になること。
- 二 その他前号に準ずる事情として厚生労働大臣が認める事情があること。

○「保険医療機関の病床の指定に係る国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う医療法第30条の7の規程に基づく勧告等の取扱いについて」の一部改正について

(平成18年6月9日医政指発第0609001号厚生労働省医政局指導課長通知)

第3 医療法施行規則第30条の32第2号に基づく厚生労働大臣が認める事情について

2 その他特別な事情が認められる場合

- (3) 複数の公的医療機関等(医療法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する医療機関をいう。以下同じ。)を含め、医療機関の再編統合を行う場合(二次医療圏を超えて行う場合も含む。)にあたっては、再編統合後の複数の医療機関の病床の数の合計数が再編統合の対象となる複数の公的医療機関等を含めた医療機関の病床の数の合計数に比べて減っていること。この場合において、公的医療機関等を含めた医療機関の再編統合に当たっては、都道府県において、当該公的医療機関等を含めた医療機関の役割や公的医療機関等と民間の医療機関との役割分担を含め、医療に関する施設相互の機能分担及び業務の連携を踏まえた対応を行うこと。また、公的医療機関等を含めた医療機関の再編統合に伴って二次医療圏内の病床が非過剰な状態になる場合には、適切な対応を行う必要があること。

天理市立病院等における状況について

(1) 産婦人科病床

天理市立病院（以下、「市立病院」という）から無床のメディカルセンター化に伴い、天理市立メディカルセンター（指定管理者は、高井病院を経営する社会医療法人高清会）においては、外来で婦人科を設置している。また、市立病院で対応してきた産婦人科病床の機能については、高井病院が引き継ぐこととしており、移行を必要とする産婦人科病床数の推計は以下のとおり。

市立病院における産婦人科の1日平均入院患者数は、平成15年度～平成24年度で9.43床であり、産婦人科機能を引き継ぐ高井病院でも少なくとも9.4≒10床は確保する必要がある。

$$3,443 \text{ 人 (年度平均)} / 365 \text{ 日} = 9.43 \text{ 床} \approx 10 \text{ 床} \dots \textcircled{1}$$

市立病院における入院患者数（産婦人科）

年 度		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度		
産婦 人科	人 数	4,252	4,454	4,382	2,967	3,472		
	1日平均	12	12	12	8	9		
年 度		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	平均	
産婦 人科	人 数	3,802	3,490	2,362	2,701	2,549	3,443	
	1日平均	10	10	7	8	7	9.43	

(人)

(2) レスパイト入院用病床

市立病院では、介護が必要な寝たきりの患者に対するレスパイト入院（※）の受入れを、例えば平成24年度では総日数348日（実患者数16名、延患者数42名）の対応を行ってきた。レスパイト入院用病床機能を引き継ぐ高井病院においても、以下のとおり1床の病床は確保する必要がある。

（※）介助者の事情により在宅での介助が一時的に困難になった場合に、短期入院する仕組み

$$313 \text{ 日} / 365 \text{ 日} = 0.85 \text{ 床} \approx 1 \text{ 床} \dots \textcircled{2}$$

(過去5年延べ日数平均)

市立病院におけるレスパイト入院延べ日数

年 度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	平均
延べ日数	131	432	229	427	348	313

(日)

(3) 睡眠時無呼吸症候群の検査用病床

市立病院では、睡眠時無呼吸症候群に対する検査及び診療を積極的に行ってきた。平成26年4月以降は、初診の受付を天理市立メディカルセンターで対応しているが、入院を要するPSG（終夜睡眠ポリグラフィ）検査については、高井病院が引き継ぐこととなっている。

睡眠時無呼吸症候群の入院検査機能の移行に伴い現行の対応の状況を考慮すると、市立病院における2床の病床の移行を必要とする。

$$320人 \times 2.1日 / 365日 = 1.8床 \approx 2床 \dots \textcircled{3}$$

(過去5年患者数平均)

市立病院におけるPSG（終夜睡眠ポリグラフィ）検査数及び入院状況

年 度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	平均
患者数(人)	309	239	350	350	352	320
在院日数(日)	2.1	2.2	2.0	2.0	2.3	2.1

(4) 人工透析用病床

市立病院では、地域医療の役割として、入院を要する又は経過状況により入院対応を準備しておくべき重篤な合併症患者と通院患者を対象に、透析診療に対応してきたが、高井病院がその入院機能を引き継ぐこととしており、重篤な患者対応として4床の移行が必要である。

$$1,359人 / 365日 = 3.7床 \approx 4床 \dots \textcircled{4}$$

(過去5年患者数平均)

重篤な入院患者数（人工透析）

年 度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	平均
患者数(人)	1,267	1,503	1,719	1,226	1,081	1,359

(5) 市立病院受入対応病床等について

市立病院から無床のメディカルセンター化に伴い、病床の移行が必要な内容としては、先に示したように産婦人科、レスパイト、睡眠時無呼吸症候群の入院検査機能、人工透析用病床が上げられるほか、メディカルセンターで入院が必要と判断された患者は、可能な限り高井病院で優先的に受入れることを義務付けている。

従来から、市立病院では内科を中心とした入院患者の受入れを行っており、病床稼働率では平成20～24年度の平均で、36.1%を占めている。病床数では129床×36.1%=46.6床となる。そのうちレスパイト入院（1床）、睡眠時無呼吸症候群検査入院（2床）、重篤な人工透析患者入院（4床）を除いた40床が必要数と見込まれる。

市立病院の平均病床稼働率

年 度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	平均
病床稼働率	70.7%	69.5%	66.8%	60.6%	55.0%	64.5%
うち内科	35.7%	38.0%	37.2%	35.7%	34.1%	36.1%
うち外科	10.9%	9.3%	9.3%	7.0%	7.8%	8.8%

市立病院における入院患者数（内科）

年 度		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	平均
内 科	患者数	16,743	18,016	17,651	16,623	15,964	16,999
	1日平均	46	49	48	46	44	46.6

(人)

また、外科の病床稼働率は平均（平成20～24年）8.8%で12床を必要とする。
 $(129床 \times 8.8\% \div 11.3 = 12床)$ 以上から、内科を含め合計52床の増床が必要である。

・・・⑤

市立病院における入院患者数（外科）

年 度		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	平均
外 科	患者数	5,184	4,548	4,534	3,370	3,659	4,259
	1日平均	14	12	12	9	10	11.3

(人)

■ 以上（1）～（5）により、

高井病院において必要とされる病床数 $69床 \cdots ① + ② + ③ + ④ + ⑤$

(6) 高井病院の状況

市立病院の機能を引き継いだ高井病院では、直近5カ年（平成21～25年度）平均で年間4,087人の地域の救急患者受入れの役割を担っている。

その在院日数は平均12.9日であり、 $4,087人 \times 12.9日 / 365日 = 145床/日$ となり、高井病院の一般病床257床の50%以上を占めている状況である。

特に他の近隣病院の受入れが困難な年末年始時を中心として救急受入れが集中（平成25年度12月388人、1月414人）しており、病床稼働率は85.2%～86.8%の状況である。

さらに、平成26年2月には病床稼働率が約91%となったため救急患者の受入れを制限した経緯もあり、また、本年8月からは産婦人科病棟を稼働させており、そうした状況下において現状病床のまま機能の移行を進めると、救急患者受入の大幅な減に繋がるとも考えられる。

救急受入患者数等

年 度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	平均
救急患者数	3,304人	4,104人	4,288人	4,200人	4,539人	4,087人
平均在院日数	13.3日	13.1日	13.3日	12.3日	12.5日	12.9日

月別救急受入患者数等

平成25年度	10月	11月	12月	1月	2月	3月
救急患者数	365人	411人	388人	414人	299人	391人